

教育判例研究

教育法令理論研究会

判例研究を
教育現場に
生かす

校長のセクハラ疑惑

— 争いのある事実の一部が認められた事例 —

東京地裁八王子支部平成八年四月一五日判決・
判例時報一五七七号一〇〇頁

問題の所在

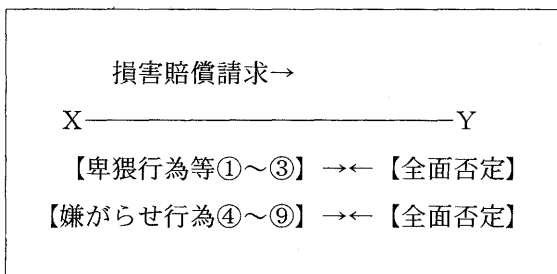
いわゆるセクシヤルハラスメント、パワーハラスメントが問題とされる事件では、当事者以外に真実を知る者がいない状況で問題となる事実が発生し、かつ、当事者の主張以外に事実の有無を判断できる証拠が存在しないことが少なくない。本稿では、公立学校の校長による異性の教員に対するセクシヤルハラスメント及びパワーハラスメントの有無が争われた事案を取りあげ、セクシヤルハラスメント等に関する事実認

定の特徴と問題点とについて考えてみる。

事件の概要

本件は、東京都A市立B小学校の教諭であった原告Xが、同校の校長であった被告Yに対し、Yが下記①ないし③に述べる卑行爲でないし性的要求を行い、これをXに拒絶されると、

〔事実関係図〕



④ないし⑨に述べるような人身上及び教育上の嫌がらせ行爲を行ったと主張して、不法行爲に基づく損害賠償二〇〇万円を請求し、Yがこれを全面的に争つ

た事案である。

Xの主張は、次のとおりである。

① 平成三年一月、XとYは、A市人権尊重教育推進委員会主催の行事に参加し、東京都心で有志による懇親会に出席した後、A市内のC駅で下車したところ、YがXを誘って居酒屋に入り、閉店時刻まで飲食した後、C駅付近において、駐車していたオートバイに乗りとうとするXに対し、ズボンのチャックを開いて性器を露出し、Xの手を掴んで無理やりYの性器にこすり付け、驚いたXが、「止めてください。」と叫びながらその手を振り切つてYのズボンのチャックを上げると、再びチャックを開いて性器を露出し、同様の行爲をした。

② 平成三年五月、B小学校の学校行事の後、学校付近で職員らによる食事が行われたが、会が終了した直後、YはXに「モーターに行こう。」と声をかけた。

③ 平成三年六月、退職した教師の歡送会が終了した直後、Yは、店の入口付近の壁にもたれていたXの肩を掴み、首筋に熱い息を吹き掛けてすぐに離れた。

④ 平成三年七月、一学期休んでいたB小学校の児童がXの訪問指導により登校するようになったり、同年八月、休んでいる児童にXが水泳指導をしたりしていることにつき、Yは何のコメントもせず、Xを無視するようになった。

⑤ 平成三年九月頃、登校を拒否していたB小学校の児童の保護者がYと話すことを希望していたことから、Xは、Yにこの保護者と会うように再三頼んだが、Yは理由なくこれを拒んだ。

⑥ 平成四年三月、Xが、平成四年度の人事について、Xは、一年生又は五年生の担任の希望を出したが、YはXの意向を無視して四年生の担任を命じ、Xの教師としての熱意を全く考慮せず、個人的な感情による人事を行った。

⑦ 平成四年六月頃、Xの担任する学級の児童の保護者が、Xが放課後に補習授業を行っていたことへの不満を伝えたところ、

Yはこの保護者の言い分だけを聞き、同年八月、Xに対し、保護者が不満を抱いていた理由や補習学習の必要性について全く説明せず、一方的に叱りつけた。

⑧ Xは、平成五年三月頃、翌年度の人事について、学級担任を希望したにもかかわらず、Yは、これを無視してXを学級担任から外し、学校内の調整を行うことなく、初任者指導教員の職をXに押しつけた。

⑨ その他、Yは、Xに対し、Xが教務主任になることに反対したり、いじめの問題に取り組もうとするXの努力の成果が出るのを妨害するなど、種々の嫌がらせ行為を行った。

Yの反論は、次のとおりである。

①～③ YがXに対し、卑猥な行為等をした事実はない。実際、平成四年八月における、YによるXに対する「残り勉強」是正指導についての批判的態度までの間、XのYに対する批判行動は存在しないし、平成五年四月まで、Xはかかる行為について公にしていなかった。本訴は、YがXの教育方法の是正を促したこと、YがXを平成五年度の学級担任にしなかったことに対する復

讐として、虚偽の事実をねつ造し、Yの社会的地位、信用を失墜させることを意図して提起されたものと推察される。

④～⑨ Xは、独自かつ特異な教育的信念に基づく教育方法をとっていたため、Xの担任する学級は常に荒れ、保護者とのため事も後を絶たなかったことなどから、Yは、その收拾に苦慮してきたが、Xに対して嫌がらせ行為を行ったことはない。平成五年度の人事において、Xを学級担任とせず、Xに初任者指導教員を命じたのは、Xに学級担任としてふさわしくないと認められる行為が多々あり、他方、Xが年長の経験者として、新たな視点から成果を上げることがを念願していたからである。

判決要旨

請求一部認容（五〇万円）。

① 「XとYの各供述を比較すると、Xの供述は、……Yが行ったとされる卑猥な行為及びその前後までの状況が具体的かつ詳細であり、終始一貫しているのに対し、Yの供述は、居酒屋を出るまでの供述が比

較的詳細であるのに、XとYが別れたとき

の状況については具体的な供述がなく、不自然な感が否めない。特に、Yは、……C

駅でXとYが別れた時点のできごとについて、ことさらに供述を避けている傾向が窺われる。「YのXに対するその後の態度・

言動の一部を〔Xが〕性的嫌がらせと受け止めていることなどに照らせばXの供述は……Yの供述と対比しても、全体として信用することができ……①の卑猥な行為の事実を認めることができる。」Xは、その後

相当期間、右行為についてYを批判したり、公にしたりはしていないけれども……、事柄の性質上、右Xの態度は無理もないことであるから、このことは右認定を左右するものではない。」

② 「Xの供述は、……「モーターに行くこう。」とのYの誘いがあったとする点が、……Yは一次会終了後直ちに二次会に行く予定であったことや、前後の状況からみて唐突な印象が否めないことに照らして不自然であるうえ、会合に参加していた訴外Dの陳述書……やXの供述によれば現場を目撃していたとされる訴外Eの供述……に照

らしても、採用できない。」

③ 「Xの供述は、二次会が終了した直後に、右教師を見送る者が集まっている中でX一人だけが離れて立っていたということやYの行動が唐突であるということに不自然な点があるほか、階段、廊下付近の具体的な状況が明らかにされていない点で不

明確であり、Dの陳述書」に照らしても採用できない。

④及び⑤ 「当時のB小学校の教頭であったEが登校拒否をしている右児童の家庭を以前から自ら訪問し、もしくは担任に訪問させるなどして家庭環境を調査して指導をする等の配慮がされたことが認められ……、Yの何のコメントもなかった右行為」や「YがXの要請に応じなかった右行為」が「Xに対する嫌がらせ行為」とは

解し難い。

⑥及び⑧ 「右各人事については不相当とまではいえないし、初任者指導教員の職務が学級担任の職務と比較して、劣っているとか重要性がないとかいうことはできないことからすれば、平成五年度における人事が降格人事であるとか、特にXに不利益

を課した人事であるとは言いがたい。」

⑦ Xが平成四年八月に発行した学級通信に記載したY及び訴外F教頭の発言内容や、それが正しかったとするX自身の見解の記載からすれば、「YのXに対する補修学習に関する指示・発言は、不相当な言動とは言い難い。」

⑨ この他、Yが「Xに対し、種々の嫌がらせ行為を行った旨……を認めるに足りる確かな証拠はない。」

争点の検討

民事訴訟の原則論からすると、法律上問題となる事実の有無が証拠により判断できない場合には、事実があったと主張する被害者の側に不利な結論が導かれる（すなわち事実がなかった）ものとされているが、セクシャルハラスメント等が発生する状況の特徴からすると、証人や物証の存在がほぼ期待できない以上、ほとんど全ての事案では、現実の事実の有無に関わらず、セクシャルハラスメント等の事実が否定される結果となってしまう。このため、多くの裁

判例では、当事者の他の言動（他の者に対しても同種の言動をしているか否か）や、当事者の主張や言動の具体性や一貫性をも考慮にいれて、かかる事実の有無を判断しようとしており、本件も、その典型例と見ることができるといえる。

本件に即して具体的に見てみると、セクシャルハラスメントとして主張された①～③については、そもそもXの主張にかかる事実の有無自体が争われているわけであり、裁判所は、X及びYの双方の主張を比較して、①についてはXの主張がYの主張に比べて具体性、一貫性があつて信頼性が高く、事実の存在が認められる、としつつ、②及び③については、「唐突」で「不自然」であるとし、第三者の供述をも加味したうえで、Xの主張を否定している。

他方、パワーハラスメントとして主張された④～⑨については、前提となる事実の有無については実質的に争いがなく、Yの行動がXに対する嫌がらせと評価されるか否かが問題となるわけであるが、裁判所はいずれも、X及びYの他の言動及び当時のB小学校の状況からして、Yの行為はパワ

ーハラスメントに当たらないと評価している。

しかしながら、このような裁判所の判断構造の前提には、問題となる事実が他の言動と整合を保つて現れるはずであるという、日常行動における事実の有無に関する判断基準が控えている。そうすると、セクシャルハラスメント等を常習的に多方面に行っていたとされる者の言動についてはともかく、本件のような特定の者に対して行われたとされる事実の有無に関しては、本件のように、主張の大半が「不自然」あるいは「唐突」として退けられやすくなることを避けられない。

他方、当事者の主張の具体性や一貫性は、事実の発生直後で他の情報が一切介入しない状況の下では、真実発見に大きく寄与することが明らかであるが、本件のように事実の発生からかなりの時間が経過し、その間に当事者の人間関係や社会関係が多少なりとも変化している場合には、当事者が自己の主張内容について整理検討する時間的余裕がある以上、具体性、一貫性のあることが真実であることの保障となるかは、定

かでない可能性も生じてくる。

実際、何も異常な事実はなかったと主張する側が、日常行動について自己が無実であることの証拠を収集保管していることは、一般には期待できない以上、一定以上の時間が経過した後における主張や記憶に具体性や一貫性が欠けていることが、必ずしも不合理とは言いい切れない場合もあるであろう。

このようなことからすれば、訴訟でセクシャルハラスメント等が争われる際には、実質的には、両当事者の日常の言動に関する信頼性が比較衡量されているに過ぎず、問題となる事実に係る真実は、最終的には不明である、と考えざるを得ないように思われる。本件についても、XY双方が本判決を不服として控訴し、事実の有無をさらに争ったが、「裁判所からの強い勧告」により、YがXに「事件と裁判から受けた苦痛を癒すため」として七五万円を支払うことで、和解が成立するに到っている（東京高裁平成八年（ネ）二一〇二号、二一九〇号和解調書）。

（筑波大学助教授 星野 豊）